

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

府省庁名：農林水産省

No	18	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	農業振興地域の整備に関する法律による農業委員会のあっせん等により農用地区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置の延長	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 農用地区域内にある土地が農用地利用計画に定められた農業上の用途区分に供されていない場合、市町村長は、土地の所有者又は使用収益権者に対して、農用地利用計画に定められた用途に供すべき旨の勧告をし、従わない場合は、土地の所有者に対してその土地を農用地利用計画に指定された用途に供しようとする者で市町村長の指定を受けた者と、所有権移転、使用収益権の設定等について協議するよう勧告することができる。</p> <p>② ①の指定を受けた者は、協議が整わない場合又はできない場合は、知事に対して調停をなすべき旨を申請することができる。知事は調停を行う。</p> <p>③ 農業委員会は、農用地区域内にある土地について、農業振興地域整備計画に基づき、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するよう所有権の移転又は使用収益権の設定等のあっせんを行う。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんによって、農用地区域内にある土地を取得した場合の不動産取得税に係る課税標準の算定については、土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する。</p>	
関係条文	地方税法附則第11条第3項	
要望理由	<p>農振法では、農用地区域内にある土地について農業委員会があっせんを行うに当たっては、「農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるようにしなければならない」（農振法第18条）と規定している。</p> <p>また、同法では、市町村長は、農用地区域内にある土地が指定された用途に供されていない場合には、指定した用途に供するか、市町村長の指定した者に権利の設定、又は移転をするよう勧告をすることができ（同法第14条）、これに従わない場合には、都道府県知事が調停を行うこととしている（同第15条）。</p> <p>これらにより、本措置は、これまで、地域における意欲ある農業者の育成・確保及び農地の利用集積に一定の役割を果たしてきたところであり、引き続き、効率的かつ安定的な農業経営に農用地の集積を図り、農業の健全かつ持続的な発展を図ることを目的とする。</p>	
減収見込額	（初年度） － （118） （平年度） － （118） （単位：百万円）	
地方税以外の措置	既存	<p>・国税</p> <p>○ 所得税・法人税（措法34の3、65の5） 譲渡所得の特別控除（800円）</p> <p>・融資、補助金その他 農地移動適正化あっせん事業</p>
	22年度要望	<p>・国税</p> <p>・融資、補助金その他 同上</p>
過去の要望経緯	<p>・昭和45年度に特例が認められた。</p> <p>・昭和52年度に適用期限（5年）が設けられ、57年に適用期限が2年とされ、以来適用期限の延長を要望。</p>	
本要望に対する縮減案	なし	